

主権原理における「国民」と「人民」

成 嶋 隆

1. はじめに——本稿の課題

筆者は本誌2巻1号において、近代憲法の基本原理の一つである主権原理について若干の考察を行なった⁽¹⁾。そこでは、1970年代に入って新たな展開をみせている主権論争⁽²⁾を素材として、主権概念の今日的再構成の課題に対する筆者なりのアプローチがなされている。この不十分な作業の中で筆者が一応確認した内容は、大要以下の通りである。①「主権」(souveraineté)は「国権」・「国家の包括的統一的支配権」・「国家の支配的意思力」それ自体を意味する。その実体は国家権力(puissance d'État)である。②主権原理は、国家権力が誰に帰属するかを指示する法原理である。それは国家権力の帰属の実体とは論理次元を異にするが、法規範の存在拘束性を媒介として実体的帰属に結合する規範的要請の原理である。③国民主権原理または nation 主権原理は、近代市民革命の過程で成立する政治権力によって公的に総括される資本主義国家が「抽象的市民」の「集積」として表象される論理と結合して登場する。「観念的抽象的存在」⁽³⁾としての国民に主権を帰属させるこの原理は、「代表委任論」に媒介されて、国家権力のブルジョア階級への現実的帰属を担保し、またこの現実を隠蔽する虚偽表象に転化する。またその限りにおいて「正当性」原理として現れる。

前稿においては、とくに上記③の論証が粗雑にすぎ、筆者の意図した国民主権原理の「ゲネシス論」＝物質的社会関係から国民主権原理が生成してくる論理的过程の叙述としては全く緻密さに欠ける。また国民主権原理が「虚偽

* The notions of "nation" and "people" in the principle of sovereignty

表象」というイデオロギーの特殊な形態に転化する論理も十分に解明されていない。さらに、国民主権原理の生成の過程で、これとは異質の主権原理すなわち人民主権または *peuple* 主権の原理が登場していることを、前稿の叙述においては脱落させている。フランス革命期においては、その担い手と構造を異にする二つの主権原理の対抗関係がとくに重要な意味を持っていたのであり、そのことをぬきにしては国民主権自体の分析が一面的となり、歴史的現実にも照応しないことになる。

本稿は、以上のような問題を残していた前稿の叙述を引き継ぐかたちで、とくに主権原理における二つの主体概念——国民 (*nation*) と人民 (*peuple*) ——に焦点を絞り、その概念内容を明確化することを課題とする。この概念分析の作業は、国民主権の論理構造を人民主権のそれとの対比においてより精細に把握するための前提をなすものである。

2. 国民 (*nation*)

以下の考察の素材は、主としてフランス革命期およびその後現代までに至るフランス公法学における主権理論に求められている。その理由は、国民主権と人民主権の対抗関係がこれらの中に最も典型的に表現されているからである。

フランスにおいて国民主権 (*souveraineté nationale, souveraineté de la nation*) を実定法上最初に規定したのは、1789年の「人および市民の権利宣言」⁽⁴⁾ と1791年憲法である。関連条文を以下に掲げる。

「すべての主権の淵源 (*principe*) は、本質的に国民 (*nation*) のうちにある。いかなる団体も、いかなる個人も、明示的に国民に由来しない権力を行使することができない。」(人権宣言第3条)

「主権は、単一、不可分、不可譲で、時効にかかることがない。主権は国民に属する。人民(*peuple*)のいかなる部分も、またいかなる個人も、主権の行使を篡奪することができない。」(1791年憲法第3篇前文第1条)

「すべての権力は国民のみに由来する。国民は、委任によってしかそれらを行使することができない。(後段省略)」(同第2条)⁽⁵⁾

これらの条文は直接的には国民主権の内容を示すものであり、主権主体である国民それ自体の内容を明示してはいない。ただ、国民に帰属する主権の諸属性から、反射的に国民の性格が浮き彫りにされてくる。実際、フランスの公法学者の多くは、この1791年憲法の国民主権規定をまず手がかりとして国民概念の確定を試みている。以下、その内容を主要な学説をとおしてみたい。

マルベール (C. de Malberg) は、1791年憲法の国民主権原理を分析する中で、「主権が単一 (une) で不可分 (indivisible) であるからには、その主権が帰属する国民は、それ自身が不可分の性格を呈する単一性 (unité) を構成しない限り主権の保持者とは規定されえない」⁽⁶⁾ と述べている。そして彼は、革命期の憲法制定議会が、「その個々の構成員を超越する」「不可分の全体」(ensemble indécomposable)⁽⁷⁾として国民を理解していたことを指摘している。このほかマルベールは、「統一的集合体」(collectivité unifiée)⁽⁷⁾、「包括的抽象的存在 (être synthétique et abstrait)⁽⁹⁾、「市民の不可分の集合体」(collectivité indivisible des citoyens)⁽¹⁰⁾、「市民または国籍保持者の総体」(universalité des citoyens ou nationaux)⁽¹¹⁾等々の国民概念規定を引き出している。

次に、ラフリエール (J. Laferrière) は、大著『憲法綱要』において次のように解説している。「国民は、それが基礎を置く諸個人の全体ないし数量的総和 (le total et la somme numérique des individus) である。国民は、不可分で永続的な集合体 (collectivité indivisible et perpétuelle) として、一定の時点にこれを構成する諸個人とは区別される一個の法人 (une personne juridique) を形成する。」⁽¹²⁾

現代フランスの公法学者では、例えばカダール (J. Cadart) が次のように説いている。「国民は、真の法的・道徳的・実存的な人格 (une véritable personne juridique, morale et vivante) であり、市民を超越して存在する精神的な人格 (une personne spirituelle) である。市民は国民の一時的な表現手段にすぎない。国民は市民を越えて存続し、数世紀来市民に先行してきたのである。」⁽¹³⁾

このほか、デュギー (L. Duguit),⁽¹⁴⁾ エスマン (A. Esmein),⁽¹⁵⁾ オーリュエー

(M. Hauriou),⁽¹⁸⁾ ビュルドー (G. Burdeau),⁽¹⁷⁾ ヴェデル (G. Vedel),⁽¹⁸⁾ プレロ (M. Prélôt),⁽¹⁹⁾ ロエル (J. Roels),⁽²⁰⁾ シャトラン (J. Chatelain),⁽²¹⁾ とも同様の規定を国民概念に与えている。

日本の代表的なフランス公法研究者の間では、例えば、「抽象的観念的存在」⁽²²⁾・「国籍保持者の総体」⁽²³⁾（杉原教授）、「単一の国民的共同体という集合的実在」⁽²⁴⁾（柳教授）、「道徳的人格に統一された集合体」⁽²⁵⁾（高野教授）等々の意味において国民が理解されているようである。

以上の国民概念諸規定を整理してみると、そこにいくつかの概念標識が識別されうる。筆者はそれらを①統一性②抽象性③永続性の三つにまとめた。①統一性は、個々の構成員が不可分に結合しているという国民の最も基本的な属性を表示する。②抽象性は、そのような属性をもつ国民の存在が、具体的ではなく、まさに抽象的操作なしには把握しえないという、いわば国民の存在形態を表現するものである。この存在形態について一言つけ加えれば、国民が抽象的存在であるということと、それが「観念的」（杉原）ないし「理念的」⁽²⁶⁾（高野）な存在であるということとはイコールではない。後者の規定は、国民の「実在性」を否定するものであり、例えば柳教授の集合的「実在」という規定に対置される⁽²⁷⁾。筆者の見解は留保するが、この問題は国民概念についての一つの論点をなす。次に③永続性の標識については、さきのラフリエールおよびカダールの規定がその内容を端的に表現しているが、ヴェデルの次のような規定も紹介しておこう。「国民とは、一定の時点における有権者（électeurs）のみならず、過去および将来の世代（générations）をも包含する存在である。」⁽²⁸⁾

ここで指摘しておかねばならない重要な点は、以上三つの概念標識のもとに把握される国民が国家（l'État）と同一視されるということである。この点につきオーリュは「中央政府を具備して機関をえた国民は、客観的な制度としてみた国家にほかならない。国家は、国民の人格化つまり権利主体としてみた国民にほかならないのである。国民は国家であり、国家は国民である」⁽²⁹⁾と述べ、デュギーも「国民主権は国家と国民の正確な一致〔correspondance〕を意味する」⁽³⁰⁾と指摘している。ただ、この国民と国家の同一視については留意

すべき事柄がある。つまり、杉原教授によれば、「国民と国家が同視されるのは、国家の成立以降であって、国家の形成過程を考慮するならば、両者は、全面的に同一のものであるわけではない。論理的には、国民は、国家の成立する以前に存在し、憲法定権を行使して国家を形成しなければならないからである。政府が組織されて国家が成立すると、国民と国家は一体化するが、それ以前においては国家と同視され得ない国民が存在するのである。」⁽³¹⁾ この国家に対する論理的先行性は、国民概念に付与されるべき新たな内包である。

ところで、国家に対する先行性という内容を含むnation＝国民概念は、nationのもう一つの邦語訳である民族の概念に近似していることがわかる。竹原教授はフランスナショナリズムの歴史的分析をとおして、nationの本質を民族と規定している⁽³²⁾が、その際教授はシェイエス E. Sieyès の次のような規定を引き合いに出している。「nation はあらゆるものに先行して存在する。それはあらゆるものの源泉である。……nation に先行して、かつ nation の上には自然法が存在するにすぎない。」⁽³³⁾ (И. В. Сталин)

民族概念については、スターリン が次のような有名な定義をこれに与えている。「民族とは、言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、の共通性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された、人々の堅固な共同体である。」⁽³⁴⁾ ただ、この民族の定義に対しては批判が提出されていることも事実である。その主眼は、この定義が人種＝血縁的契機やイデオロギー的契機を軽視した客観的諸要素から成り立っており、「Nation という集団の自己意識を形成する主体的要因は、要素事実からは生じてこない」⁽³⁵⁾ という点にあるようである。ナショナリズム論を専攻するフランスの政治学者たちも（必ずしもスターリンの定義を念頭に置いているわけではないが）、nation＝民族概念における精神的ないし心理的契機を重視している。⁽³⁶⁾ 公法学者では、例えばピュルドーが nation＝民族の「精神的性格」(caractère spirituel)⁽³⁷⁾ を強調し、デュギーもまた「政治権力、法、言語、宗教、自然的境界等の共通性は、[nation の] 第二次的な要素にすぎない。民族的統一の本質的要素は、伝統(traditions)、欲求(besoins)、願望(aspirations)

の共通性のうちに求められねばならない」⁽³⁸⁾と述べている。

民族の精神的・心理的性格はもちろん否定されえないし、スターリンもそれ自体を否定してはいない。しかし、問題はそのような性格がいかなる根拠に基づいて生ずるのかという点にある。その意味で、スターリンの定義が「心理状態の共通性」を「経済生活の共通性」等々の物質的基礎の上に位置づけたことを見失ってはならないであろう。⁽³⁹⁾

さて、以上のように **nation** を民族の意味に理解した場合、同一原語のもう一方の訳語である国民との関係が改めて問題にされざるをえない。これについては、高島教授の次の指摘を参照されたい。「国民の核心は一つまたは複数の民族が政治的経済的に一つの統一体をなしているところに見出される。これに対して民族の核心は、ただだんに政治的経済的な統一体というだけでなく、人種とか国土とかいったような自然風土的な契機と、言語や文化的伝統というような社会風土的な契機との相互媒介によって歴史的に生成してきた共同体だという点にある。」⁽⁴⁰⁾ 教授は、国民の「前段階」をなす民族をより厳密には「潜在的民族」と呼ぶべきであるとし、さらに「この潜在的民族が自覚した顕在的な民族となるためには、その民族が一つの国民国家を形成し、その国民国家の構成員として、一つの共同体の意識を持つことが必要であった」⁽⁴¹⁾と続けている。

このような視角をもってさきの杉原教授の所論を再度みてみると、「国家の成立する以前」に「論理的」に存在する「国民」は、むしろ「民族」（高島教授のいう「潜在的民族」）の意味に解した方が妥当であるように思われる。国民という規定は、民族が「国民（民族）国家」（État national）の形成以降、とくに政治的共同体という意味を付与されて新たに受けとる規定であるといえよう。そして、先に見た「国家と国民の同一視」という問題の論理的かつ歴史的な根拠は、民族から国民への概念の転変を媒介する「国民（民族）国家」の形成のうちに見出されるといえる。⁽⁴²⁾ そのことを国民主権原理の「ゲネシス論」の探求という問題規角からみると、我々は、筆者が前稿の最後の部分で提起した問題——《近代資本主義国家はなにゆえにナショナル・ステーツとして成立

するか》——に再び遭遇することになるのである。

3. 人 民 (peuple)

人民概念の分析に移ろう。人民主権 (souveraineté populaire, souveraineté du peuple) の原理は、しばしば「ルソー的」という修飾語が冠せられるように、その原型ないし理念型をルソー (J.-J. Rousseau) に負っている。したがって、ルソーにおける人民概念の検討からはじめるのが適切であろう。

ルソーは、その人民主権理論を「社会契約」(contrat social) の理論によって説明する。主権とは、各人が「自然状態」(état naturel) において保持していた「自然権」(droit naturel) のすべてを提供すること (=「社会契約」) によって形成される公権力にはかならない。主権はまた「一般意思」(volonté générale) そのものでり、特定人ないし特定の部分集団に帰属することができない。それは、やはり「社会契約」によって出現する「精神的・集合的な団体」(un corps moral et collectif) ⁽⁴³⁾ すなわち国家に帰属する。ところで、国家は「[社会契約の際] の集会における投票者と同数の構成員からなる」⁽⁴⁴⁾ ものであり、これら国家の構成員は、集合的には人民 (peuple) と呼ばれ、個別的には、主権の行使に参加するものとしては市民 (citoyens)、国家の法律に服従するものとしては臣民 (sujets) と呼ばれる。したがって主権が国家に属するということは主権が人民に属することを意味する。⁽⁴⁵⁾

以上の要約から、ルソーにおける人民概念は、「社会契約参加者の総体」(ensemble des associés) ないし「市民の総体」(ensemble des citoyens) として把握される。

次に、実定法上の人民の規定をみてみよう。人民の概念は、国民の場合と違って、その定義を実定憲法のうちに見出すことができる。1793年のいわゆるジャコバン憲法は、その「人権宣言」第7条において「主権は人民に帰属する」と規定し、憲法本文第7条では「主権者たる人民はフランス市民の総体 (universalité des citoyens français) である」と明定している。⁽⁴⁶⁾

こうして、ルソーの主権論と 1793 年憲法から「人民＝社会契約参加者ない

し市民の総体」という規定が引き出された。しかし、「社会契約参加者」、「市民」とは一体何か。マルベールも言うように、「社会契約(説)」自体は、国家の構成原理を説明する「仮説」(*hypothèse*)⁽⁴⁷⁾ にすぎない。また市民なる規定も、前稿で指摘したように、直接生産者あるいは具体的現実的に生活する諸個人が受けとる抽象的な規定にすぎない。「市民とは、階級または集団の利害、そして個人的な利害からさえも切り離された人間である。すなわちそれは、共同体の構成員として、その人格に特殊性を付与しうるもの全てを捨象された個人なのである。」⁽⁴⁸⁾

市民が抽象的存在である限り、その集積としての人民も抽象的な性格を持たざるをえない。「人民＝市民の総体」という規定は、その限りで、国民概念規定との区別を持ちえなくなる(国民概念の中に、まさに「市民または国籍保持者の総体」なる規定があったことを想起せよ)。フランスの諸憲法の中で「市民の総体」を主権主体とするものが、必ずしも人民主権原理に基づく憲法として承認されていないという事実も⁽⁴⁹⁾このことを裏打ちしている。

これに対し、ルソーの「一般意思」が「個人意思」の総和であり、また主権は各個人によって分有されうるという理解を前提として、人民を「一人一人数えられる人民大衆(*masse populaire*)の構成員各人」⁽⁵⁰⁾と解釈する立場、あるいは、人民＝「一定の時点における具体的な市民の総体」⁽⁵¹⁾という表現をもって、国民概念の抽象性に対置させる立場がある。しかし、こうした解釈に対しては、国民と人民の概念上の区別が、共通の実体についての観点の相違——具体的・個別的にみるか、抽象的・一般的にみるか——のみに基づくのか、という疑問が当然に生じてくる。シャトランの「国民は、一般のおよび連続的観点からみた人民である」⁽⁵²⁾という規定も、両者の相違が結局観点上の相違に帰着するのかというこの疑問を増幅させる。

もっとも、この観点上の相違というのはそれなりに重要な意味をもっている。ピュルドーは人民概念を、「社会学的現実としての人民」(*peuple réalité sociologique*)の概念と「政治的＝法的意味における人民」(*peuple au sens politico-juridique*)の概念とに分ち、前者が「現実の人民」(*peuple réel*)すなわ

ち「現実」に集団を構成する全ての個人によって構成される、物質的 (physique) な意味における人民」の概念であるのに対し、後者は、こうした「集団の実体 (substance) を構成するもの」についての「抽象的な解釈」(interprétation abstraite) であるとしている。そして、こうした抽象的な解釈は、「政治的な諸志向」によって特徴づけられ、国家の「憲法構造」のうちに法的に位置づけられると述べている。⁽⁵³⁾ また、杉原教授は、国民主権原理が「通常用法において『人民』とたえず混同されている『国民』という言葉を用いて主権主体を指示することにより、『人民主権』がすでに実現されているかのような錯覚を与える」⁽⁵⁴⁾ と指摘している。人民の「抽象的な解釈」は、まさしくこれを国民の意味に解することにはほかならない。こうした解釈を許容する人民概念の「柔軟性」(élasticité)⁽⁵⁵⁾ は、国民と人民の混同の一因となり、革命期ブルジョアジーの「政治的な諸志向」に合致したのである。

とすれば、革命期ブルジョアジーが標榜した国民主権原理に対して、当時の民衆が掲げていた人民主権原理は、このような抽象的な意味における人民に主権を帰属させる法原理ではなかったということになる。というのは、もしそこにおける人民概念が、その「柔軟性」ゆえに国民と同視される余地を残していたならば、国民主権と人民主権の対抗関係自体が形成されえなかったはずだからである。そこでは、人民概念は、単なる「市民の総体」という規定とは異なっていた、より具体的な規定を与えられていたはずである。

再びルソーの人民主権論に立ち戻って、杉原教授の次のような指摘を参照されたい。「『社会契約論』においては、社会契約に参加しうるものしたがって市民となりうるものの資格・条件について明確な言及がなされていない。……〔しかし〕『政治的な判断力をもつ年齢に達しているすべての人間』が社会契約に参加しうるもの、主権の行使に参加しうるものと考えられていたことは間違いないといってよいであろう。」⁽⁵⁶⁾ この指摘を裏付けるかたちで、1793年憲法第4条は、「フランスに生れ、フランスに居住し、満21歳に達したすべての男子」⁽⁵⁷⁾ を市民と規定している。また、さきにみたビュルドーの「社会学的現実としての人民」の概念には、「国民のうちの成人(adultes)の総体」⁽⁵⁸⁾ ある

いは「理性的に判断しうる年齢に達した 諸個人の全体」⁽⁵⁹⁾ という説明規定が与えられている。一連の規定は、人民概念が諸個人の政治参加能力、具体的には選挙権の問題に関連していることを示唆する。この点についてブレロは、「人民という言葉は、フランス憲法においては一定の正確な意味を持っている。それは……選挙人団 (corps électoraux) に組織された集団に正確・厳密に照応する」⁽⁶⁰⁾ と述べ、人民＝選挙人団への所属の条件は選挙権 (électorat) の取得であると指摘している。上掲の諸規定にみる限り、人民主権の下での選挙権の取得には、国籍保持・居住要件・年齢要件等が課せられるのみである。また、ルソーの社会契約説においては契約参加者の権利の平等が承認されている。したがって人民主権は普通選挙 (suffrage univesel) を原理上要請し、そこでの人民概念は「現代風のいい方をすれば、普通選挙権者の総体」⁽⁶¹⁾ という規定で表わされることになる。この規定は、人民概念のより具体化された規定として、国民概念から明確に区別されうる。

主権主体としての人民概念の分析にとって最後に残されたアポリアがある。それは、前稿でも述べたことであるが、主権の実体である「国家権力は、これを階級的主体規定から把握するかぎり、国民をどう規定するにせよ、国民に現実に帰属しているわけではない」⁽⁶²⁾ という問題に関連している。この場合、国民を人民に置き換えても事情は同じである。つまり、「人民＝選挙人団」という主権主体規定は、それが階級超越的な規定である限りにおいて国家権力の帰属の実体（階級的帰属）と結合する可能性を持たないのである。もちろん、主権原理は規範的要請のレベルに属する法原理であるから、それが実体的帰属の反映である必要はない。しかし、そうであればなおのこと、少なくとも資本主義国家史の射程内でみる限り、人民主権の実現（人民への国家権力の現実的帰属）は論理的に不可能であり、人民主権原理は「市民憲法」原理としてのステータスを喪失することになる。

このアポリアの一つの突破口が「70年代主権論争」の主要当事者の一人である影山教授によって切り開かれている。その所論は以下のとおりである。――「市民」憲法によって「人間」と「市民」という抽象的主体規定を与えられた

直接生産者は、産業革命をへると自覚した社会階級として労働者、農民、都市中間層等々の自己規定を獲得する。これら社会の多元的集団は、国家権力の現実的帰属をめざす組織的運動形態（例えば統一戦線）を媒介として統合される過程で、「抽象的市民」とは異なった主体規定を獲得する。これが社会構成の観点から把握される「人民」である。社会構成上の人民とは支配階級をのぞく国民の部分である。人民に属さない支配階層とは、経済的権力を所有する集団（典型＝独占）であり、政治的には実質上の統治集団（典型＝支配政党と官僚層）である。国家権力、とくに執行権力はこれらの集団に現実には帰属している。しかし、理論的に、これらの集団がなんらかの標識なり要件にしたがって権力の主体から除外されるような場合には、国家権力が人民に帰属するということができるような人民主権の原理が確認されうる。⁽⁶³⁾――

これに関連して、高野教授は、戦後フランスの1946年憲法（第4共和制憲法）第3条第1項が「国民の主権はフランス人民に属する」(La souveraineté nationale appartient au peuple français)⁽⁶⁴⁾ という特徴ある表現をとっていることに着目し、「本条は『人民』による『国民』の止揚ではないが、『人民』の登場は、単なる言葉の問題以上に、国民の新しい社会的構成の確認を含意するものがある」⁽⁶⁴⁾ としている。杉原教授も、“20世紀の市民憲法における「国民主権」の「人民主権」への傾斜現象” というテーゼのもとにこれを説明している。⁽⁶⁶⁾

社会構成概念としての人民概念はすぐれてマルクス主義的なものであり、その革命理論に密着している。たとえばマルクスは、1848年のドイツ革命期においては、人民は労働者と民主主義的ブルジョアジーから構成されていたことを示唆している。⁽⁶⁷⁾ レーニンはこのを受けて、「マルクスは『人民』という言葉をつかったが、この言葉で階級の差別をばかしたのではなく、革命を最後まで遂行する能力をもつ特定の諸要素を総括したのである」⁽⁶⁸⁾ とのべている。現代ソビエトの歴史学者ブテンコは、フランス革命期において、急進的・革命的気分をもったブルジョアジーも人民の一部に属していたとのべ、⁽⁶⁹⁾ 人民概念について次のように言う。「客観的な政治分析にもとづいてのみ、与えられた国にお

いて革命的発展のどのような客観的課題があるかを確定することが出来、それによってこれを解決しうる階級や層を規定することが出来るのである。社会の進歩的な発展の課題の解決に対する客観的に条件づけられた関心と能力が住民の一定の要素を人民とみなすもっとも重要な基準である。』⁽⁷⁰⁾ このほか、初期ソビエトや人民民主主義諸国の憲法理論においても社会構成概念としての人民概念が使用されていることが森下教授によって明らかにされている。⁽⁷¹⁾

以上の指摘にみられるように、社会構成概念としての人民とは、所与の国民（民族）内部において、社会変革の遂行能力をもち、また社会変革の課題を意識的・自覚的に担う諸部分を総括したものである。その内部編成は、社会発展の史的段階と国民（民族）の階級構成の変化等に対応して変化する。一定の時期における人民の社会的構成は、その時点での変革の課題や階級構成についての歴史的・具体的な分析をとおして把握されねばならない。

この点につき、例えば、フランス革命初期における三部会第三身分会議のいわゆる名称問題は、当時の人民の社会的構成について一つの示唆を与える。ここでは、ミラボーの「フランス人民の代表者」(Représentants du peuple français) という名称提案が斥けられ、シェイエスの「国民議会」(Assemblée nationale) という名称が採用された。長谷川教授は、ミラボー提案が否定された理由として、「当時の英米の用語例によれば、ピープルは第三身分だけを指すから不適当だとされた」⁽⁷²⁾ からだと指摘している。

ところで、社会構成概念としての人民に主権を帰属させる法原理が、「市民」憲法原理の枠を越えていることも事実である。たしかに、資本主義類型の憲法の場合でも、社会構成概念としての「労働者」・「農民」等々が、憲法上の法主体として登場してきてはいる。しかし、国家権力の帰属関係に関わる主権原理の場合は別である。影山教授も指摘するように、人民主権原理は、例えば人民民主主義の国家および憲法類型を想定し、その実現はまさに「展望のレヴェルに属している」⁽⁷³⁾ のである。そして、このような展望の実現以前における人民主権は「現実の国家権力の帰属主体による政治支配に対抗する原理」⁽⁷⁴⁾ として規定されることになるのである。最後に、人民概念のこのような再構成の

問題は、社会主義憲法における主権原理そして主権概念の死滅のテーゼを含む新たな問題領域に接続しており、主権原理そのものを再構成する契機を孕んでいることを指摘しておく。

〔註〕

- (1) 拙稿「主権原理についての一考察」『一橋研究』2巻1号, 1977年, 32頁以下。
- (2) 前稿において“70年代主権論争”に関する諸文献を紹介したが、その後発表された主権論に関するいくつかの論稿の中から主要なものを以下に掲げる。芦部信喜「議会政治と国民主権」法学セミナー増刊・総合特集シリーズ2『現代議会政治』, 日本評論社, 1977年; 杉原泰雄「議会政治の原理」前掲『現代議会政治』所収; 杉原泰雄『国民代表の政治責任』, 岩波書店, 1977年; 高見勝利「国民主権と国民代表」『ジュリスト』臨時増刊『日本国憲法—30年の軌跡と展望』, No. 638, 有斐閣 1977年5月; 浦田一郎「国民主権論」『法律時報』臨時増刊『憲法30年の理論と展望』, 49巻7号, 日本評論社, 1977年5月; 渡辺良二「『国民主権論』における『国民』と『人民』」『彦根論叢』181号, 1976年; 和田進「フランス革命初期における国民代表思想の検討 (1), (2)」『法学論叢』99巻4号, 100巻4号, 1977年。
- (3) 杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店, 1971年, 360頁。「国民」の概念規定自体が本稿の主題となるので、この規定も留保つきで使用する。
- (4) 杉原教授は、「1789年人権宣言においては、『国民』の通常の用法に従って、『国民主権』という表現のもとで『人民主権』の構造が示唆されていた」と述べている(杉原・前掲『国民代表の政治責任』, 136頁)。ここでは、その表現のみに着目し、国民主権の部類に入れた。
- (5) Duguit, Monnier, et Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, Paris, 1952, p.2 et suiv.
- (6) Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, t. II, 1922, p. 173, note (6).
- (7) *ibid.*
- (8) *ibid.*
- (9) *ibid.*, p. 174
- (10) *ibid.*, t. I, p. 14
- (11) *ibid.*, t. II, p. 176, note (9).
- (12) J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., 1947, p. 61.
- (13) J. Cadart, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1975, t. I, p.168.
- (14) L. Duguit, *Manuel de droit constitutionnel*, 4^e éd., 1923, p. 51 et suiv.; *Traité*

- de droit constitutionnel, 3^e éd., 1928, t. I, p. 604 et suiv., t. II, p. 4 et suiv.
- (15) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 6^e éd., 1914, pp. 1~19, 273 et suiv.
 - (16) M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2^e éd., 1929, p. 187 et suiv.
 - (17) G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institution politique*, 15^e éd., 1972 ;
Traité de science politique, 2^e éd., 1970, t. II, p. 110 et suiv. ; t. V, p. 113 et suiv.
 - (18) G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, 1949, p. 131.
 - (19) M. Prélôt, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1957, liv. I, p. 28 et suiv.
 - (20) J. Roels, *Le concept de représentation politique au dix-huitième siècle français*, 1969, p. 91 et suiv.
 - (21) J. Chatelain, *La nouvelle constitution et le régime politique de la France*, 1959, p. 22.
 - (22) 杉原・前掲『国民主権の研究』, 360頁。
 - (23) 同上, 144頁。
 - (24) 柳春生「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」九州大学『法政研究』34巻5・6号, 1968年, 27頁。
 - (25) 高野真澄「シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論『奈良教育大学紀要』19巻1号(人文・社会科学), 1970年, 113~114頁。
 - (26) 高野・前掲論文, 114頁。やはり日本の代表的なフランス公法研究者の一人である樋口教授も, 「nation」を「非実体的・抽象的なもの」としている。(樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』, 勁草書房, 1973年, 150頁)
 - (27) 樋口謹一教授は, 「もともと抽象的なこの〔国民〕概念が, 一つの实在, これを構成する個人とは別個の存在を主張しうる一つの实在にまつりあげられている」として, 暗に「国民」の实在性を否定している(桑原武夫編『フランス革命の研究』岩波書店, 1959年, 106頁)。なお, ラフリエールの「抽象的(abstrait)な, しかし現実的(réel)な存在である国民」という表現はこの点で示唆に富むといえよう。(J. Laferrière, op. cit., p. 370, note (1))
 - (28) G. Vedel, op. cit., p. 131.
 - (29) M. Hauriou, *La souveraineté nationale*, 1912, p. 149.
 - (30) L. Duguit, *Les transformations du droit public*, p. 19, cité par C. de Malberg, op. cit., t. I, p. 13, note (3).
 - (31) 杉原泰雄「国民主権の基本構造(下)―主として, ルソー的人民主権との対比において」『一橋論叢』53巻3号, 1965年, 306~307頁。
 - (32) 竹原良文「近代ナショナリズム思想の形成」具島兼三郎教授還暦記念論文集『ナ

ショナリズムの政治学的研究』, 三一書房, 1967年, 39頁以下。

- (33) E. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers État?*, p. 159; 大岩誠訳『第三階級とは何か』岩波書店, 84頁。シェイエスは他の部分で, 「nation とは何か。共通の法律のもとに生活しつつ結合せる, かつ同一の立法議会によって代表される団体である」(訳書 28 頁)と述べている。ここでは既に「国家」が前提されていることに注意したい。
- (34) スターリン 「マルクス主義と民族問題」, 1913 年, 大月版『スターリン全集』2 巻, 328頁。
- (35) 竹原・前掲論文, 39頁。他にスターリンの定義に対する批判を試みるものとして以下参照。高島 善哉『民族と階級——現代ナショナリズム批判の展開』, 現代評論社, 1970年; 徳本正彦「マルクス, エンゲルスと民族問題 —— ポーランド問題を中心として——」前掲『ナショナリズムの政治学的研究』所収; 日高定雄「Нацияという言葉」『法学志林』53 巻 3・4 合併号, 1956 年; 湯浅赳男『民族問題の史的構造——国民的生産力批判序説——』, 現代評論社, 1973年。
- (36) C. Locas, *Nationalisme et droit*, 1954; J.-J. Chevallier, *La naissance du nationalisme, L'Évolution du droit public, Études en l'honneur d'A. Mestre*, 1956, etc.
- (37) G. Burdeau, *Traité*, op. cit., t. II, p. 110.
- (38) L. Duguit, *Manuel*, op. cit., p. 52.
- (39) ビュルドーが「社会学的事実(fait sociologique)としての民族と精神的現象(phénomène psychique)としての民族主義(nationalisme)の関係」という表現を使用していることも, この点で示唆に富む。(G. Burdeau, *Traité*, op. cit., t. II, p. 111)
- (40) 高島・前掲書, 9 頁。徳本教授も同様に指摘している。「住民の集団が一つの政府のもとに政治的有機体を構成していることをしめそうとしているのか, それとも住民のあいだでの内部的な同属性や意識の共通性をあらわそうとしているかによって, 〈国民〉という意味か〈民族〉という意味かが類推されうる」(徳本・前掲論文, 69頁)。
- (41) 高島・前掲書, 16頁。
- (42) ただし, 「民族」から「国民」への転化の過程が, 同時に「民族」それ自体の形成過程であるという弁証法的な運動の関係に注意しなければならない。この点についてスターリンは「封建制度が解体して, 資本主義が発展していく過程は, 同時に人々を民族に構成していく過程である」(スターリン・前掲論文, 『全集』2巻, 338頁)と述べている。
- (43) J.-J. Rousseau, *Du contrat social ou, principes du droit politique*, liv. I, chap. VI, *Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, Bibliothèque de la

Pléiade, t. III, 1964, p. 361.

- (44) *ibid.*
- (45) この要約は、杉原・前掲『国民主権の研究』, 142頁以下, および杉原「主権と自由」
芦部編『近代憲法原理の展開 I』, 東京大学出版会, 1976年, 10頁以下に依拠してい
る。
- (46) Duguit et aut., Textes, op. cit., p. 65.
- (47) C. de Malberg, op. cit., t. II, p. 153.
- (49) *ibid.*, p. 241.
- (49) 例えば1795年(共和暦第3年)憲法が「市民の総体」という主権主体規定を置く
が,「人民主権」の憲法とはみなされていない。樋口謹一・前掲論文, 111頁; 長谷
川正安『国家の自衛権と国民の自衛権』勁草書房, 1970年, 59頁参照。
- (50) C. de Malberg, op. cit., 154.
- (51) 杉原・前掲「主権と自由」, 18頁。
- (52) J. Chatelain, op. cit., p. 23.
- (53) G. Burdeau, Traité, op. cit., t. V, p. 113 et suiv.
- (54) 杉原・前掲『国民主権の研究』, 299頁。
- (55) G. Burdeau, Traité, op. cit., t. V, p. 115.
- (56) 杉原・前掲『国民主権の研究』, 168頁, 註(10)。
- (57) Duguit et aut., op. cit., p. 65.
- (58) G. Burdeau, Traité, op. cit., t. V, p. 116.
- (59) *ibid.*, p. 119.
- (60) Prélôt, op. cit., p. 294.
- (61) 杉原・前掲『国民代表の政治責任』, 122頁。
- (62) 影山日出彌『憲法の基礎理論』, 勁草書房, 1975年, 132頁。
- (63) 以上の要約は、影山・前掲書, 133頁以下, および影山「今日における主権論争
と主権論の再構成」『法律時報』48巻4号, 1976年, 30頁以下に依る。
- (64) Duguit et aut., op. cit., p. 556.
- (65) 高野真澄「フランス憲法における代表民主制の展開」『尾道短期大学研究紀要』
第15集, 1966年, 80頁, 註(2),
- (66) 杉原・前掲「主権と自由」, 44頁以下。
- (67) マルクス「革命についてのベルリンの討論」(『新ライン新聞』1848年6月14日,
第14号)『マルクス・エンゲルス全集』第5巻, 大月書店, 1960年, 61頁。
- (68) レーニン「民主主義革命における社会民主党の二つの戦術」『レーニン全集』第9
巻, 邦訳大月書店版129頁。
- (69) ア・ベ・ブテンコ, 林基訳「^{ナロード}『人民』という概念の内容について」『歴史評論』
76号, 76頁。

- (70) 同上, 78頁。
- (71) 森下敏男「初期ソビエトにおける 憲法理論の展開——諸概念の構成をめぐって——
四」『神戸法学雑誌』26巻1号, 1976年, 44～45頁。なお, 「人民」概念については,
このほか, 遠山茂樹「変革の主体と民族の問題」『岩波講座・日本歴史』24, 別巻1
1977年, 96頁以下も参照。
- (72) 長谷川・前掲論文, 58頁。
- (73) 影山・前掲書, 135頁。
- (74) 同上。

(筆者の住所: 国立市谷保1544)